

公立陶生病院中央棟外来棟建替事業に係るアメニティ施設 (喫茶店) 出店者募集のお知らせ

公立陶生病院中央棟外来棟建替事業に係るアメニティ施設(喫茶店)の出店者募集について、次のとおり公募型プロポーザルを実施します。

平成29年1月30日

公立陶生病院組合
管理者 瀬戸市長 伊藤保徳

1 公募型プロポーザルに付する事項

- (1) 募集内容 公立陶生病院中央棟外来棟建替事業に係るアメニティ施設(喫茶店)出店者
- (2) 出店場所 公立陶生病院 南棟1Fカフェ設置スペース
- (3) 契約期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日
- (4) 出店期日 平成30年5月1日(予定)
- (5) 募集概要 喫茶店の出店者は、当院が指定する病院建物の一部を有償で借り受け、当院と協議のうえ運営に必要な設備整備等を行い、病院利用者のための喫茶店運営を実施するもの。
- (6) その他 契約後、出店期日までを出店準備期間とする。

2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 基本事項

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 公募開始の日から業者選定までの間において、公立陶生病院組合から指名停止措置を受けていない者であること。
- ③ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けていること。
- ④ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき民事再生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けていること。

(2) 同種業務の実績

公共施設又は医療機関において3年間以上喫茶店経営の実績がある者、又はその者の指導下でフランチャイズ経営を行う者。ただし、フランチャイズ経営を行うものについては、3年間以上喫茶店経営の実績がある者とし、同一のフランチャイズによる複数の参加は認めない。

(3) その他

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う者ではな

いこと。

3 公募型プロポーザル参加資格の確認等

公募型プロポーザル参加を希望する者は、別に配布する公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び関係資料（以下「資格確認申請書等」という。）を次のとおり持参により提出し、公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

なお、公募型プロポーザル参加資格の適否については、平成29年2月9日（木）に資格確認申請者に対し、公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書（以下「確認通知書」という。）により通知するものとする。

(1) 資格確認申請書等の配布期間

平成29年1月30日（月）から平成29年2月6日（月）まで
（土曜日、日曜日、及び祝日を除く）

(2) 資格確認申請書等の提出期間

平成29年1月31日（火）から平成29年2月6日（月）まで
（土曜日、日曜日、及び祝日を除く）

(3) 時間

午前9時から午後5時まで（正午から1時までを除く）

(4) 提出部数

1部

(5) 提出場所

公立陶生病院 経営戦略室

(6) その他

(ア) 書類提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(イ) 提出された書類は、返却しない。

4 説明会の開催

確認通知書により参加を認められた者に対して、下記のとおり公募型プロポーザルの内容についての説明会を行う。

(1) 開催日時

平成29年2月13日（月） 午前11時から

(2) 開催場所

公立陶生病院 南棟5階 第1会議室

(3) その他

説明会参加人数は1社3名までとする。

5 企画提案書の提出方法等について

公募型プロポーザル参加を希望する者は、別に配布する公立陶生病院中央棟外来棟建替事業に係るアメニティ施設（喫茶店）出店者募集要項（以下「募集要項」という。）の交付を受け、企画提案書を次のとおり持参により提出しなけ

ればならない。

- (1) 募集要項の配布期間
平成29年1月30日(月)から平成29年2月6日(月)まで
(土曜日、日曜日、及び祝日を除く)
- (2) 配布時間
午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)
- (3) 配布場所
公立陶生病院 経営戦略室
- (4) 企画提案書の提出期間
平成29年2月10日(金)から平成29年2月24日(金)
(土曜日、日曜日、及び祝日を除く)
- (5) 提出時間
午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)
- (6) 提出部数
正本1部 副本5部
- (7) 提出場所
公立陶生病院 経営戦略室
- (8) その他
 - (ア) 書類提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - (イ) 提出された書類は、返却しない。

6 公募型プロポーザル実施・業者選定に係る条件

- (1) 資格確認の結果、公募型プロポーザル参加資格を有する者が1社である場合又は公募型プロポーザルに参加する者が1社である場合においても、原則として公募型プロポーザルを執行するものとする。
- (2) 公募型プロポーザルを実施した結果、業務を委託するに相応しい者がいないと認められた場合、参加した全社が不選定となる場合もある。

7 その他

- (1) 「公立陶生病院中央棟外来棟建替事業に係るアメニティ施設(喫茶店)出店者募集のお知らせ」に記載していない事項については、地方自治法、同法施行令、当組合契約規則等の定めによる。
- (2) 資格確認申請書等に虚偽の記載をした場合においては、公立陶生病院組合指名停止取扱要領に基づき、指名停止を行うことがある。

8 問い合わせ先

公立陶生病院 経営戦略室
瀬戸市西追分町160番地 電話 0561-82-1656 (ダイヤルイン)